平成 25 年度

石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

石川県商工労働部労働企画課

目 次

平成25年度賃金等労働条件実態調査

1	調査の内容	1
2	主な用語の説明	1
調査	結果の概要	
1	調査・集計対象	3
2	初 任 給	3
3	ポイント賃金	3
4	週休 2 日制の実施状況	3
5	年間の休日・休暇	4
6	育児休業制度	4
7	子の看護休暇制度	5
8	介護休業制度	5
9	介護休暇制度	5
10	就業形態	6
11	非正社員の活用について	6
統	計 表	7
≐田	本 · 芭	21

平成25年度賃金等労働条件実態調查

1 調査の内容

(1) 調査の内容

県内の企業における初任給、休日等の実態を把握し、公表することにより、企業の労務管理、労働者 の福祉向上に資する。

(2) 調査の時期

平成25年7月31日現在

(3) 調査の対象

県内に所在する建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、運輸・通信業及びサービス業の6業種の常用労働者10人以上を雇用する1,400事業所。

なお、調査対象事業所は平成24年の経済センサス - 活動調査を参考として、産業別 (一部中分類)・ 規模別に無作為抽出した。

(4) 調査票回収数

賃金等労働条件実態調査 733事業所(回収率52.4%)

調査票別掲

調査方法 郵送調査

(5) 調査項目

新規学卒者の初任給......平成25年の新規学卒者学歴別初任給

中 学 卒

高 校 卒......事務系・生産職別

高 専 ・ 短 大 卒………事務系・技術職別

大 学 卒......事務系・技術職別

ポイント賃金

労働時間、休日・休暇

育児休業・子の看護休暇・介護休業・介護休暇制度

就業形態

非正社員の雇用管理

2 主な用語の説明

(1) 産業分類

日本標準産業分類によって分類した。

(2) 企業規模

各企業に雇用される常用労働者数により、下記のとおり規模を ~ に分類した。

規模 10人~29人までの常用労働者を雇用する企業

規模 30人~49人までの常用労働者を雇用する企業

規模 50人~99人までの常用労働者を雇用する企業

規模 100人~299人までの常用労働者を雇用する企業

規模 300人以上の常用労働者を雇用する企業

* 常用労働者 期間を定めずに雇用されている労働者

(3) 初任給

平成25年度に採用された新規学卒者で通勤手当を除いた基準内賃金

(4) ポイント賃金

ポイント賃金とは、勤続年数に関係なく、現在勤務している者のうち単に特定年齢の人について、基 準内賃金から通勤手当を差引いた額をいう。

(注) ポイント賃金という用語は、模範的賃金という意味ではないので、誤解のないようにされたい。

(5) 就業形態

就 業 形 態	説明
正 社 員	雇用している労働者のうち特に雇用期間を定めていない者。 なお、パートタイマー及び他企業への出向者は除く。
非 正 社 員	正社員以外の労働者 (契約社員、臨時的雇用者、短時間のパートタイマー、その他のパートタイマー、出向社員、派遣労働者、その他) をいう。
契約 社員	専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用し、雇用期間の定めのある者。
臨時的雇用者	臨時的に又は日々雇用(日雇)している者で、1ヶ月以内の雇用期間の定めのある者。(雇用期間1ヶ月以内のアルバイト含む)
短 時 間 のパートタイマー	正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めのない者。(雇用期間が1ヶ月を超えるアルバイト含む)
そ の 他 の パートタイマー	正社員と1日の所定労働時間、1週の所定労働日数がほぼ同じ者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めのない者で、パートタイマーその他これに類する名称で呼ぶ者。
出向社員	他企業から出向契約に基づき出向してきている者。(出向元に籍を置いているかどうかは問わない)
派遣労働者	労働者派遣法 (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律) に基づく派遣元事業所から派遣された者。
そ の 他	上記以外の労働者。

(6) 統計表の符号について

[-] 該当のないもの

[0] …… 単位未満の数字

(7) その他

調査対象事業所の抽出については、平成24年の経済センサス - 活動調査を参考として無作為に抽出替えを行ったため、前年の数値と比較できない数値もある。

調査結果の概要

- 1 調査・集計対象 [第1表、第2表]
 - (1) 調査対象事業所は、県内に所在する建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、運輸・通信業、 サービス業の6業種で常用労働者数10人以上を雇用する1,400事業所(無作為抽出)である。
 - (2) 集計対象調査票回収数は733事業所 (回収率52.4%) であった。
 - (3) 集計の対象となった常用労働者数は、52,870人であった。
- 2 初任給 [第3表]

全産業で見ると、中学校卒業者は146,400円、高校卒業者の事務職等は156,300円、生産職は159,500円、 短大・高専卒業者の事務職等は166,700円、技術職は172,600円、大学卒業者の事務職等は185,000円、 技術職は189,200円となった。生産職、技術職が事務職等を上回る傾向にある。

3 ポイント賃金 [第4表、第5表、第6表]

全体としては50歳~55歳に賃金のピークがある場合が多い。

4 週休2日制の実施状況 [第7表、第8表、第1図、第2図、第3図、第4図]

何らかのかたちで週休2日制を実施している事業所は、全産業・全規模事業で93.5%であり、このうち完全週休2日制としている事業所は37.1%であった。

実施状況を企業規模別にみると、10~29人規模は92.3%、30~49人規模は94.7%、50~99人規模は94.1%、100~299人規模は93.0%、300人以上規模は94.9%となった。

5 年間の休日・休暇 [第9表、第10表、第11表、第5図、第6図、第7図]

年間の休日日数は、全産業・全規模の平均で108.4日、年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均16.9 日、年次有給休暇の計画的付与をしている事業所は20.1%であった。

- (1) 年間の平均休日日数は、全産業・全規模で108.4日であり、休日日数ごとの事業所の割合をみると、「70日未満」の事業所は全体の0.8%、「70~79日」は2.8%、「80~89日」は6.0%、「90~99日」は15.6%、「100~109日」は28.2%、「110~119日」は18.6%、「120日以上」は28.0%であった。
- (2) 年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均で16.9日であり、年次有給休暇の一人あたり消化日数は平均で6.2日であった。
- (3) 年次有給休暇の計画的付与をしている事業所は20.1%であり、その付与日数の平均は3.8日であった。
- 6 育児休業制度 [第12表、第13表、第14表、第15表]

育児休業制度は、労働者の申し出により、子が1歳に達するまでの間休業できる制度 (一定の場合には、子が1歳6か月に達するまでの間、取得することができる)

育児休業制度について、88.4%の事業所が就業規則等で規定しており、育児休業の取得率は、女性が86.3%、男性は0.6%となった。また、育児のための所定外労働の免除制度を就業規則等で規定している事業所は72.7%、育児のための短時間勤務制度を就業規則等で規定している事業所は75.6%であった。

育児休業制度を就業規則等で規定しているのは、648事業所 (88.4%) であり、これを企業規模別の割合でみると従業員数101人以上は99.2%、従業員数100人以下は82.8%であった。

また、集計対象事業所において、平成24年度に出産または配偶者が出産した人は1,667人、うち育児休業を取得した人は486人、取得率は29.2%である。これを男女別にみると、男性では配偶者が出産した人は1,112人で、そのうち育児休業を開始した人は7人、取得率は0.6%、女性では出産した人が555人で、そのうち育児休業を開始した人は479人、取得率は86.3%であった。

さらに、育児を行う者のために設けられている育児休業以外の措置についてみると、育児のための所定 外労働の免除制度を就業規則等で規定しているのは533事業所 (72.7%)、育児のための短時間勤務制度を 就業規則等で規定しているのは554事業所 (75.6%) となった。

7 子の看護休暇制度 [第16表、第17表]

子の看護休暇制度は、小学校就学前の子を養育する労働者の申し出により、 1 年に 5 日まで、病気・けがをした子の 看護のために取得することができる休暇

子の看護休暇制度について、70.4%の事業所が就業規則等で規定している。

子の看護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、516事業所 (70.4%) であり、これを企業規模別の割合でみると従業員数101人以上は92.4%、従業員数100人以下は58.9%であった。

また、対象となる子の範囲は、「就業規則等への定めあり」と回答した事業所の中では「小学校に入学するまで」が最も多く、集計対象事業所において平成24年度に子の看護休暇を取得した労働者は、男性75人、女性461人、計536人であった。

8 介護休業制度 [第18表、第19表、第20表]

介護休業制度は、労働者の申し出により、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回休業することができる制度(期間は通算して93日まで)

介護休業制度について、83.5%の事業所が就業規則等で規定している。

介護休業制度を就業規則等で規定しているのは、612事業所 (83.5%) であり、これを企業規模別の割合でみると従業員数101人以上は98.4%、従業員数100人以下は75.7%であった。

また、集計対象事業所において、平成24年度に介護休業を取得した人は男性12人、女性40人、計52人であった。

さらに、集計対象事業所において、何らかの休業以外の措置を設けている事業所は506事業所 (69.0%)、 最も多く措置されているのは「1日の所定労働時間を短縮する制度」で438事業所 (59.8%)、次いで「始 業・終業時刻の繰下げ・繰上げ」が165事業所 (22.5%) であった。

9 介護休暇制度 [第21表]

介護休暇は、要介護状態にある家族の世話を行うための短期の休暇制度 (対象となる家族が1人…年5日、2人以上…年10日)

介護休暇制度について、69.2%の事業所が就業規則等で規定している。

介護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、507事業所 (69.2%) であった。これを企業規模別の割合でみると改正育児・介護休業法により平成24年6月30日以前から制度が義務付けられていた従業員数101人以上は88.0%であるのに対し、平成24年6月30日まで適用が猶予されていた従業員数100人以下は59.3%となっている。

10 就業形態 [第22表]

就業形態別の労働者割合では、全労働者のうち非正社員は28.5%となっており、男性では19.1%、女性では43.2%が非正社員である。

就業形態別の労働者割合では、全労働者のうち正社員が71.5%、非正社員は28.5%となっており、非正社員についてさらに区分してみると、パートタイマーが最も高く15.4%となっているほか、契約社員6.1%、派遣労働者3.4%などとなった。

男女別にみると、男性では、正社員が80.9%、非正社員が19.1%であり、非正社員についてさらに区分してみると、パートタイマーが7.0%、契約社員が5.9%となっている。女性では、正社員が56.8%、非正社員43.2%であり、非正社員についてさらに区分してみると、パートタイマーが28.4%、契約社員が6.5%となった。

11 非正社員の活用について [第23表、第8図、第9図]

非正社員の正社員化については、「その他のパートタイマー」「契約社員」「短時間のパートタイマー」「派遣労働者」の就業形態において、「個人の能力を見極めて正社員化したい」「積極的に正社員化を進めていきたい」と正社員化を検討する事業所の割合が比較的高い。

非正社員の正社員化について、「その他のパートタイマー」では62.8%、「契約社員」では60.2%、「短時間のパートタイマー」では50.3%、「派遣労働者」では45.7%が「積極的に正社員化を進めていきたい」「個人の能力を見極めて正社員化したい」と回答し、正社員化を検討している事業所の割合が比較的高かった。

平成24年度において、非正社員を正社員として登用した事業所数は、161事業所となっている。また、 その人数は、589人であり、契約社員が259人と最も多かった。

非正社員を活用している理由について、就業形態ごとにみると、契約社員では「高齢者の定年後の勤務 延長又は再雇用のため」が62.2%、臨時的雇用者及び派遣労働者では「一時的(臨時・季節的)な繁忙期 に対応するため」がそれぞれ51.3%、36.0%、短時間パートでは「1日・週の仕事の繁閑に対応するため」 が40.0%、その他パートでは「基幹的な業務を確実に実施するため」及び「高齢者の定年後の勤務延長又 は再雇用のため」が34.2%、出向社員では「経験・知識・技能のある人を即戦力として採用するため」が 49.2%と最も高い数値を示した。 統 計 表

第1表 集計対象事業所

() は%

規模別	全規模		~ (10~299人) 規模					
産業別	(総数)	小 計 10~299人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	規 模 300人以上	
全 産 業	733	635	209	133	137	156	98	
	(100.0)	(86.6)	(28.5)	(18.1)	(18.7)	(21.3)	(13.4)	
建設業	98	94	45	25	10	14	4	
	(13.3)	(95.9)	(45.9)	(25.5)	(10.2)	(14.3)	(4.1)	
製造業	186	165	48	31	34	52	21	
	(25.4)	(88.7)	(25.8)	(16.6)	(18.3)	(28.0)	(11.3)	
卸売・小売業	134	112	35	23	31	23	22	
	(18.3)	(83.6)	(26.1)	(17.2)	(23.1)	(17.2)	(16.4)	
金融・保険業	30	18	7	5	3	3	12	
	(4.1)	(60.0)	(23.3)	(16.7)	(10.0)	(10.0)	(40.0)	
運輸・通信業	46	36	11	8	7	10	10	
	(6.3)	(78.3)	(24.0)	(17.4)	(15.2)	(21.7)	(21.7)	
サービス業	239	210	63	41	52	54	29	
	(32.6)	(87.9)	(26.4)	(17.1)	(21.8)	(22.6)	(12.1)	

第3表 学歴・職種の初任給 (産業別・全規模)

学 歴 別		高	校	卒
産業別	中学校卒	管 理 事 務 販 売	職 職 生	産職
全 産 業	146,400 ^(円)	15	56,300	159,500 ^(円)
建 設 業	155,500	16	62,900	169,200
製 造 業	143,700	15	58,300	158,900
卸売・小売業	142,700	16	60,400	160,800
金融・保険業	180,000	14	43,200	157,800
運輸・通信業	166,700	16	64,100	161,300
サービス業	144,400	15	50,300	153,700

百円未満は切り上げています。

第2表 集計対象労働者

() は%

規模別	全規模		~	(10~299人)) 規模		規模
産業別	(総数)	小 計 10~299人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
全 産 業	52,870	32,689	3,573	4,393	7,748	16,975	20,181
	(100.0)	(61.8)	(6.8)	(8.3)	(14.6)	(32.1)	(38.2)
建設業	4,302	3,087	785	837	480	985	1,215
	(8.1)	(71.8)	(18.2)	(19.5)	(11.2)	(22.9)	(28.2)
製造業	18,507	9,971	800	1,024	2,086	6,061	8,536
	(35.0)	(53.9)	(4.3)	(5.5)	(11.3)	(32.8)	(46.1)
卸売・小売業	7,451	4,917	591	700	1,445	2,181	2,534
	(14.1)	(66.0)	(7.9)	(9.4)	(19.4)	(29.3)	(34.0)
金融・保険業	2,035	584	147	112	161	164	1,451
	(3.8)	(28.7)	(7.2)	(5.5)	(7.9)	(8.1)	(71.3)
運輸・通信業	3,622	1,714	163	263	389	899	1,908
	(6.9)	(47.3)	(4.5)	(7.3)	(10.7)	(24.8)	(52.7)
サービス業	16,953	12,416	1,087	1,457	3,187	6,685	4,537
	(32.1)	(73.2)	(6.4)	(8.6)	(18.8)	(39.4)	(26.8)

	短	大 ·	高	専	卒		大	Ė		:	卒
管事販	理 務 売	職 職 職	技	術	市職	管事販	理 務 売	職 職 職	技	術	職
		166,700			172,600 ^(円)			185,000 ^(円)			189,200
		175,200			181,700			191,000			196,700
		170,800			172,800			190,700			191,100
		170,700			171,700			190,200			190,300
		156,400			172,300			179,600			185,300
		171,800			176,800			195,900			194,800
		158,900			167,800			173,400			181,000

学歴・職種・男女別ポイント賃金

第4表 全産業・全規模

学 歴 別	中 学	校 卒	高	<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 卒
男女別	男性	女 性	管 玛 事 矛 販 ラ	里 職 务 職 も 職	生産	電 職
年齢別			男 性	女 性	男 性	女 性
(歳)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
25	193,300	174,200	188,300	168,500	196,400	168,400
30	194,600	192,300	231,400	189,900	223,100	184,900
35	282,000	176,800	257,600	193,100	252,800	190,900
40	261,900	196,700	283,900	224,000	273,200	196,000
45	267,200	213,000	333,700	225,600	301,100	213,100
50	314,800	224,300	351,600	239,600	321,800	206,900
55	296,800	213,100	348,100	253,000	320,700	220,100
60	245,400	162,700	341,600	237,500	275,000	173,100

第5表 全産業・ ~ 規模 (10人~299人)

25	196,500	174,200	187,000	165,200	196,500	166,700
30	176,700	192,300	235,000	188,000	223,900	184,900
35	266,400	176,800	260,200	190,200	253,000	189,600
40	264,300	196,700	282,700	217,900	269,200	190,400
45	271,400	213,000	333,700	217,300	295,700	207,500
50	329,300	224,300	348,400	231,900	318,800	203,200
55	306,900	205,400	341,600	245,800	320,800	222,700
60	230,900	162,700	344,100	235,300	278,800	180,200

第6表 全産業・ 規模 (300人以上)

25	180,500	-	191,000	178,100	196,300	174,700
30	221,300	-	216,300	195,500	218,500	184,800
35	344,400	-	250,400	206,400	251,600	197,700
40	231,000	-	289,100	242,300	294,700	218,300
45	237,700	-	333,700	259,500	327,400	231,400
50	242,000	-	361,900	263,900	334,800	217,500
55	266,500	236,300	366,300	268,300	319,500	205,500
60	293,700	-	332,500	252,400	259,200	147,300

⁻ は、データが全くなかったものです。

短	大・	高 専	卒	大	<u> </u>	<u> </u>	卒
事	理 職 務 職 売 職	技	詩 職	事	里 職 務 職 売 職	技	詩 職
男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
196,300	179,600	201,600	196,500	204,200	191,700	208,700	202,700
224,900	194,800	231,100	207,000	238,300	216,800	244,100	222,800
259,100	210,100	267,700	212,400	301,000	236,700	277,200	241,400
296,700	230,000	297,900	248,400	320,700	257,400	321,900	277,100
317,000	239,200	329,700	265,600	347,600	313,800	370,500	294,000
334,700	273,400	359,500	294,200	396,700	322,200	390,100	358,800
411,500	265,700	373,500	299,400	425,300	322,900	394,000	364,800
313,800	301,500	324,000	293,300	357,200	343,400	355,400	337,700

195,200	178,200	193,800	191,200	202,300	187,900	204,800	198,400
218,100	191,200	225,200	198,900	233,200	212,100	237,000	217,000
264,200	198,300	259,800	200,000	304,300	234,100	269,800	246,000
288,900	218,400	293,100	241,200	314,900	260,700	308,500	272,300
303,800	226,500	312,900	243,200	339,000	327,600	345,500	284,400
331,500	263,100	354,200	287,000	386,900	284,900	379,600	344,000
424,200	260,100	376,300	295,600	418,400	315,800	377,800	360,900
313,700	307,000	342,300	312,600	343,900	390,000	341,300	375,000

199,700	183,600	215,800	210,200	207,700	198,200	219,000	211,600
240,000	208,600	246,800	237,600	247,300	223,600	264,600	233,300
244,700	225,400	287,000	249,500	292,900	244,300	299,400	230,600
312,800	254,200	312,600	268,200	335,500	252,000	363,400	289,600
348,300	275,400	366,800	332,700	364,300	278,100	415,000	307,500
345,500	291,500	369,000	312,100	415,500	396,700	418,100	388,300
394,000	275,600	360,600	318,400	444,000	358,700	451,300	378,400
314,000	263,000	287,400	245,100	389,300	250,000	397,700	263,000

第7表 産業別週休2日制の実施状況

	制度別			週	休 2
産業別		合 計	小 計	完 全 週休 2 日制	月 3 回 週休 2 日制
全 産 業	(事業所)	733 (100)	686 (93.5)	272 (37.1)	78 (10.6)
	(適用労働者)	52,870 (100)	49,576 (93.8)	25,732 (48.7)	4,222 (8.0)
建 設 業	(事業所)	98 (100)	91 (92.9)	15 (15.3)	6 (6.1)
	(適用労働者)	4,302 (100)	4,040 (93.9)	1,474 (34.3)	298 (6.9)
製 造 業	(事業所)	186 (100)	178 (95.7)	64 (34.4)	29 (15.6)
	(適用労働者)	18,507 (100)	17,669 (95.5)	10,339 (55.9)	1,287 (6.9)
繊 維 関 係	(事業所)	18 (100)	17 (94.4)	4 (22.2)	2 (11.1)
	(適用労働者)	1,983 (100)	1,903 (96.0)	361 (18.2)	49 (2.5)
機械金属・電気電子関係	(事業所)	62 (100)	60 (96.8)	27 (43.6)	10 (16.1)
	(適用労働者)	7,610 (100)	7,381 (97.0)	5,191 (68.2)	421 (5.5)
そ の 他	(事業所)	106 (100)	101 (95.2)	33 (31.1)	17 (16.0)
	(適用労働者)	8,914 (100)	8,385 (94.1)	4,787 (53.7)	817 (9.2)
卸売・小売業	(事業所)	134 (100)	129 (96.3)	40 (29.9)	16 (12.0)
	(適用労働者)	7,451 (100)	7,028 (94.3)	3,577 (48.0)	668 (9.0)
金融・保険業	(事業所)	30 (100)	30 (100.0)	28 (93.4)	1 (3.3)
	(適用労働者)	2,035 (100)	2,035 (100.0)	1,548 (76.1)	14 (0.7)
運輸・通信業	(事業所)	46 (100)	45 (97.8)	28 (60.8)	4 (8.7)
	(適用労働者)	3,622 (100)	3,594 (99.2)	2,418 (66.7)	231 (6.4)
サービス業	(事業所)	239 (100)	213 (89.1)	97 (40.6)	22 (9.2)
	(適用労働者)	16,953 (100)	15,210 (89.8)	6,376 (37.6)	1,724 (10.2)

第8表 企業規模別週休2日制の実施状況

		—————————————————————————————————————			週	休 2
規模別			合 計	小 計	完 全 週休 2 日制	月 3 回 週休 2 日制
全 規	模	(事 業 所)	733 (100)	686 (93.5)	272 (37.1)	78 (10.6)
		(適用労働者)	52,870 (100)	49,576 (93.8)	25,732 (48.7)	4,222 (8.0)
10 ~ 2	29 人	(事業所)	209 (100)	193 (92.3)	59 (28.2)	19 (9.1)
		(適用労働者)	3,573 (100)	3,302 (92.5)	981 (27.5)	323 (9.0)
30 ~ 4	49 人	(事業所)	133 (100)	126 (94.7)	42 (31.6)	22 (16.5)
		(適用労働者)	4,393 (100)	4,144 (94.3)	1,390 (31.7)	730 (16.6)
50 ~ 9	99 人	(事業所)	137 (100)	129 (94.1)	44 (32.1)	15 (10.9)
		(適用労働者)	7,748 (100)	7,277 (93.9)	2,583 (33.3)	779 (10.1)
100 ~ 2	.99 人	(事業所)	156 (100)	145 (93.0)	61 (39.1)	20 (12.8)
		(適用労働者)	16,975 (100)	15,927 (93.8)	6,930 (40.8)	2,252 (13.2)
300 人	以 上	(事業所)	98 (100)	93 (94.9)	66 (67.4)	2 (2.0)
		(適用労働者)	20,181 (100)	18,926 (93.8)	13,848 (68.6)	138 (0.7)

() は%

											10.70
	制	を	実	施	_	W	1週1日休み又は4週		に 半	その	栅
隔 週休 2	週 日制	月 2 週休2		月 1 週休2日	回 3制	そ の 他 週休2日制	4 日休み		み		الله
79 (10.8)	82	(11.2)	9 (1.2)	166 (22.6)	13 (1.8	7 (1.0)	27 (3.7)
4,069 (7.7)	3,103	(5.9)	280 (0.5)	12,170 (23.0)	1,237 (2.3	288 (0.6)	1,769 (3.3)
20 (20.4)	29	(29.6)	2 (2.1)	19 (19.4)	1 (1.0	- (-)	6 (6.1)
632 (14.7)	759	(17.6)	53 (1.2)	824 (19.2)	87 (2.0	- (-)	175 (4.1)
13 (7.0)	16	(8.6)	2 (1.1)	54 (29.0)	1 (0.5	3 (1.6)	4 (2.2)
994 (5.4)	529	(2.9)	22 (0.1)	4,498 (24.3)	120 (0.6	76 (0.4)	642 (3.5)
3 (16.7)	2	(11.1)	- (-)	6 (33.3)	- (-	- (-)	1 (5.6)
301 (15.2)	56	(2.8)	- (-)	1,136 (57.3)	- (-	- (-)	80 (4.0)
1 (1.6)	4	(6.5)	- (-)	18 (29.0)	- (-	- (-)	2 (3.2)
17 (0.2)	118	(1.6)	- (-)	1,634 (21.5)	- (-	- (-)	229 (3.0)
9 (8.5)	10	(9.4)	2 (1.9)	30 (28.3)	1 (1.0	3 (2.8)	1 (1.0)
676 (7.6)	355	(4.0)	22 (0.2)	1,728 (19.4)	120 (1.3	76 (0.9)	333 (3.7)
18 (13.4)	18	(13.4)	- (-)	37 (27.6)	2 (1.5	- (-)	3 (2.2)
434 (5.8)	802	(10.7)	- (-)	1,547 (20.8)	89 (1.2	- (-)	334 (4.5)
- (-)	-	(-)	- (-)	1 (3.3)	- (-	- (-)	- (-)
- (-)	-	(-)	- (-)	473 (23.2)	- (-	- (-)	- (-)
6 (13.0)	1	(2.2)	1 (2.2)	5 (10.9)	- (-	- (-)	1 (2.2)
404 (11.2)	38	(1.0)	19 (0.5)	484 (13.4)	- (-	- (-)	28 (0.8)
22 (9.2)	18	(7.5)	4 (1.7)	50 (20.9)	9 (3.8	4 (1.7)	13 (5.4)
1,605 (9.5)	975	(5.8)	186 (1.1)	4,344 (25.6)	941 (5.5	212 (1.2)	590 (3.5)

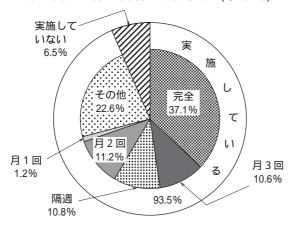
() は%

日 制	を実	施		1週1日休	1 週に	
隔 週 週休 2 日制	月 2 回 週休 2 日制	月 1 回 週休2日制	そ の 他 週休2日制	み又は4週 4 日 休 み	1 日 半 休 み	その他
79 (10.8)	82 (11.2)	9 (1.2)	166 (22.6)	13 (1.8)	7 (1.0)	27 (3.7)
4,069 (7.7)	3,103 (5.9)	280 (0.5)	12,170 (23.0)	1,237 (2.3)	288 (0.6)	1,769 (3.3)
35 (16.7)	40 (19.1)	6 (2.9)	34 (16.3)	6 (2.9)	2 (1.0)	8 (3.8)
563 (15.8)	653 (18.3)	104 (2.9)	678 (19.0)	125 (3.4)	32 (0.9)	114 (3.2)
14 (10.5)	21 (15.8)	1 (0.8)	26 (19.5)	1 (0.8)	2 (1.5)	4 (3.0)
393 (8.9)	714 (16.3)	24 (0.5)	893 (20.3)	22 (0.5)	56 (1.3)	171 (3.9)
15 (10.9)	11 (8.0)	2 (1.5)	42 (30.7)	2 (1.5)	- (-)	6 (4.4)
705 (9.1)	623 (8.0)	152 (2.0)	2,435 (31.4)	156 (2.0)	- (-)	315 (4.1)
10 (6.4)	9 (5.8)	- (-)	45 (28.9)	3 (1.9)	3 (1.9)	5 (3.2)
1,275 (7.5)	892 (5.3)	- (-)	4,578 (27.0)	390 (2.3)	200 (1.2)	458 (2.7)
5 (5.1)	1 (1.0)	- (-)	19 (19.4)	1 (1.0)	- (-)	4 (4.1)
1,133 (5.6)	221 (1.1)	- (-)	3,586 (17.8)	544 (2.7)	- (-)	711 (3.5)

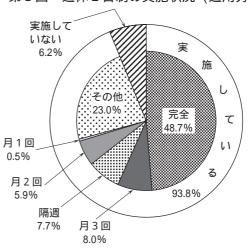
第1図 最近10年間の週休2日制実施率の推移 (事業所)



第2図 週休2日制の実施状況 (事業所)



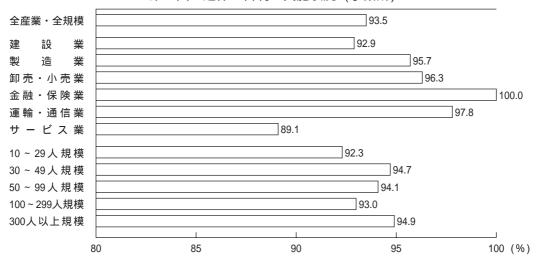
第3図 週休2日制の実施状況 (適用労働者)



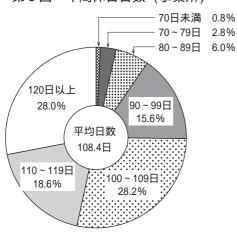
第9表 年間の休日日数

		Г		T			
産業別	日数別	合 計	平 均日 数	70 日 未 満	平 均日 数	70 ~ 79 日	平均日数
全 産 業	(事業所)	733 (100)	108.4	6 (0.8)	64.7	21 (2.8)	75.1
	(適用労働者)	52,870 (100)	111.4	159 (0.3)	63.7	1,461 (2.8)	74.8
建 設 業	(事業所)	98 (100)	96.2	- (-)	-	- (-)	-
	(適用労働者)	4,302 (100)	108.3	- (-)	-	- (-)	-
製 造 業	(事業所)	186 (100)	109.2	- (-)	-	1 (0.5)	75.0
	(適用労働者)	18,507 (100)	113.5	- (-)	-	21 (0.1)	75.0
繊維関係	(事 業 所)	18 (100)	103.8	- (-)	-	- (-)	-
	(適用労働者)	1,983 (100)	108.3	- (-)	-	- (-)	-
機械金属・電気電子関係	(事 業 所)	62 (100)	113.0	- (-)	-	- (-)	-
	(適用労働者)	7,610 (100)	117.3	- (-)	-	- (-)	-
そ の 他	(事 業 所)	106 (100)	108.2	- (-)	-	1 (1.0)	75.0
	(適用労働者)	8,914 (100)	111.4	- (-)	-	21 (0.2)	75.0
卸売・小売業	(事業所)	134 (100)	107.9	- (-)	-	3 (2.2)	75.7
	(適用労働者)	7,451 (100)	111.8	- (-)	-	94 (1.3)	73.7
金融・保険業	(事 業 所)	30 (100)	121.7	- (-)	-	1 (3.3)	76.0
	(適用労働者)	2,035 (100)	120.8	- (-)	-	14 (0.7)	76.0
運輸・通信業	(事業所)	46 (100)	113.4	- (-)	-	- (-)	-
	(適用労働者)	3,622 (100)	114.6	- (-)	-	- (-)	-
サービス業	(事業所)	239 (100)	108.0	6 (2.5)	64.7	16 (6.7)	74.9
	(適用労働者)	16,953 (100)	107.8	159 (0.9)	63.7	1,332 (7.8)	74.9

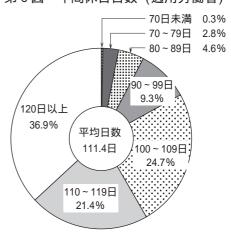
第4図 週休2日制の実施状況 (事業所)



第5図 年間休日日数 (事業所)



第6図 年間休日日数 (適用労働者)



() は%

00 00 0	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	00 00 0	平均	400 400 🗆	₩ +⁄⊐	440 440 🗆	₩ +⁄□	400 🗆 🖂 ե	平均
80 ~ 89 日	平均日数	90 ~ 99 日	平 均日 数	100~109日	平 均日数	110~119日	平 均日 数	120 日以上	日数
44 (6.0)	86.5	114 (15.6)	95.7	207 (28.2)	105.2	136 (18.6)	114.2	205 (28.0)	124.9
2,453 (4.6)	86.0	4,907 (9.3)	94.9	13,043 (24.7)	105.3	11,332 (21.4)	114.9	19,515 (36.9)	123.9
15 (15.3)	87.7	32 (32.7)	94.8	29 (29.6)	104.2	12 (12.2)	114.9	10 (10.2)	124.2
401 (9.3)	87.7	838 (19.5)	94.7	1,216 (28.3)	104.7	552 (12.8)	116.4	1,295 (30.1)	123.5
10 (5.4)	86.7	18 (9.7)	94.9	72 (38.7)	104.9	44 (23.7)	114.4	41 (22.0)	124.7
674 (3.7)	85.7	853 (4.6)	95.1	5,115 (27.6)	105.7	4,181 (22.6)	115.1	7,663 (41.4)	122.5
2 (11.1)	87.0	5 (27.8)	95.6	8 (44.4)	106.3	1 (5.6)	117.0	2 (11.1)	124.5
71 (3.6)	87.8	357 (18.0)	97.0	1,196 (60.3)	108.3	27 (1.4)	117.0	332 (16.7)	124.1
- (-)	-	5 (8.1)	94.2	18 (29.0)	105.4	20 (32.3)	114.4	19 (30.6)	123.6
- (-)	-	204 (2.7)	93.1	1,031 (13.5)	105.5	2,127 (28.0)	115.1	4,248 (55.8)	122.5
8 (7.5)	86.6	8 (7.5)	94.9	46 (43.4)	104.4	23 (21.7)	114.2	20 (18.9)	125.7
603 (6.8)	85.4	292 (3.3)	94.1	2,888 (32.4)	104.7	2,027 (22.7)	115.1	3,083 (34.6)	122.3
3 (2.2)	87.3	27 (20.2)	94.8	45 (33.6)	106.8	25 (18.7)	113.0	31 (23.1)	124.0
90 (1.2)	87.2	843 (11.3)	95.2	2,314 (31.0)	105.6	1,549 (20.8)	113.7	2,561 (34.4)	124.1
- (-)	-	- (-)	-	- (-)	-	2 (6.7)	117.0	27 (90.0)	123.7
- (-)	-	- (-)	-	- (-)	-	541 (26.6)	116.3	1,480 (72.7)	122.9
4 (8.7)	87.3	6 (13.0)	95.7	6 (13.0)	105.5	11 (24.0)	117.3	19 (41.3)	124.7
106 (2.9)	86.9	323 (8.9)	94.8	894 (24.7)	106.5	768 (21.2)	116.8	1,531 (42.3)	124.4
12 (5.0)	84.5	31 (13.0)	95.7	55 (23.0)	104.9	42 (17.6)	113.9	77 (32.2)	125.9
1,182 (7.0)	85.4	2,050 (12.1)	94.7	3,504 (20.7)	104.4	3,741 (22.1)	114.4	4,985 (29.4)	126.1

第10表 休日・休暇について (事業所平均)

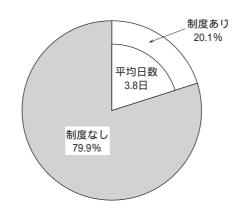
(単位:日)

産	業	別	総休日	週休日	週休日					
	*	733	日 数	2 1	以外	年末年始	祝日	夏季休暇	メーデー	その他
全	産	業	108.4	86.7	21.7	5.7	10.6	3.4	0.1	1.9
建	設	業	96.2	72.6	23.6	7.0	10.7	4.4	0.0	1.5
製	造	業	109.2	84.0	25.2	7.1	10.7	4.7	0.1	2.6
卸売	• 小	売 業	107.9	86.6	21.3	5.5	10.5	3.5	0.0	1.8
金 融	・保	険 業	121.7	101.0	20.7	4.7	13.5	1.9	0.0	0.6
運輸	・通	信業	113.4	92.2	21.2	4.8	11.8	2.4	0.1	2.1
サ ー	ビ	ス業	108.0	89.8	18.2	4.5	9.7	2.3	0.0	1.7

第11表 年休・所定内労働時間 (事業所平均)

産	産業別		年 休 の 一 人 平均付与日数	年 休 の 一 人 平均消化日数	年休の一人 平均消化率	1日の対	労働時間	1週の労働時間	
			(日)	(日)	(%)	(時間)	(分)	(時間)	(分)
全	産	業	16.9	6.2	36.7	7	46	39	33
建	設	業	17.4	5.9	33.9	7	45	39	58
製	造	業	17.2	7.0	40.7	7	49	39	33
卸売	· 小	売 業	16.4	4.6	28.0	7	47	39	42
金 融	・保	険 業	18.8	7.5	39.9	7	33	37	57
運輸	· 通	信業	17.2	6.5	37.8	7	44	39	14
サ ー	ビ	ス業	16.3	6.4	39.3	7	45	39	33

第7図 年次有給休暇の計画的付与の状況



第12表 育児休業制度の就業規則等への規定状況

項目	事 業 所 数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	648 (88.4%)	399 (82.8%)	249 (99.2%)
就業規則等への定めなし	85 (11.6%)	83 (17.2%)	2 (0.8%)
合 計	733 (100.0%)	482 (100.0%)	251 (100.0%)

第13表 育児休業の取得状況

集計対象事業所で平成24年度に育児休業を取得した労働者数

		対 象 者 数	取 得 者 数
男	性	1,112人	7人 (0.6%)
女	性	555人	479人 (86.3%)
合	計	1,667人	486人 (29.2%)

第14表 育児のための所定外労働の免除制度について

	項目	事 業 所 数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就	業規則等への定めあり	533 (72.7%)	304 (63.1%)	229 (91.2%)
	子が3歳に達するまで	310 (42.3%)	171 (35.5%)	139 (55.4%)
	小学校に入学するまで	197 (26.9%)	116 (24.1%)	81 (32.2%)
	小学校に入学した後も利用可能	26 (3.5%)	17 (3.5%)	9 (3.6%)
就	業規則等への定めなし	200 (27.3%)	178 (36.9%)	22 (8.8%)
	合 計	733 (100.0%)	482 (100.0%)	251 (100.0%)

第15表 育児のための短時間勤務制度について

	項 目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就	業規則等への定めあり	554 (75.6%)	318 (66.0%)	236 (94.0%)
	子が3歳に達するまで	356 (48.6%)	196 (40.7%)	160 (63.7%)
	小学校に入学するまで	139 (19.0%)	82 (17.0%)	57 (22.7%)
	小学校に入学した後も利用可能	36 (4.9%)	18 (3.7%)	18 (7.2%)
	そ の 他	23 (3.1%)	22 (4.6%)	1 (0.4%)
就	業規則等への定めなし	179 (24.4%)	164 (34.0%)	15 (6.0%)
	合 計	733 (100.0%)	482 (100.0%)	251 (100.0%)

第16表 子の看護休暇制度について

	項目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就	業規則等への定めあり	516 (70.4%)	284 (58.9%)	232 (92.4%)
	小学校に入学するまで	478 (65.2%)	263 (54.6%)	215 (85.6%)
	小学校に入学した後も利用可能	38 (5.2%)	21 (4.3%)	17 (6.8%)
就	業規則等への定めなし	217 (29.6%)	198 (41.1%)	19 (7.6%)
	合 計	733 (100.0%)	482 (100.0%)	251 (100.0%)

第17表 子の看護休暇の取得状況

		取得者数			
		以151日奴	5 日未満	5~10日	11日以上
男	性	75	67	8	-
女	性	461	384	73	4
合	計	536	451	81	4

第18表 介護休業制度の就業規則等への規定状況

項目	事 業 所 数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	612 (83.5%)	365 (75.7%)	247 (98.4%)
就業規則等への定めなし	121 (16.5%)	117 (24.3%)	4 (1.6%)
合 計	733 (100.0%)	482 (100.0%)	251 (100.0%)

第19表 介護休業の取得状況

集計対象事業所で平成24年度に介護休業を取得した労働者数

男 性	12 人
女 性	40 人
合 計	52 人

第20表 介護を行う労働者のために設けている休業以外の措置 (複数回答)

()は%

	項	目	事業所数
休	業以外の制度を設けている事業所		506 (69.0)
	1日の所定労働時間を短縮する制度		438 (59.8)
	週又は月の所定労働時間を短縮する制度		61 (8.3)
	週又は月の所定労働日数を短縮する制度 (原	扇日勤務、特定曜日勤務等)	28 (3.8)
	労働者が個々に勤務しない日又は時間を請え	i 対することを認める制度	36 (4.9)
	フレックスタイム制		29 (4.0)
	始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ		165 (22.5)
	労働者が利用する介護サービスの費用の助品		7 (1.0)
制			227 (31.0)
	合	計	733

第21表 介護休暇制度について

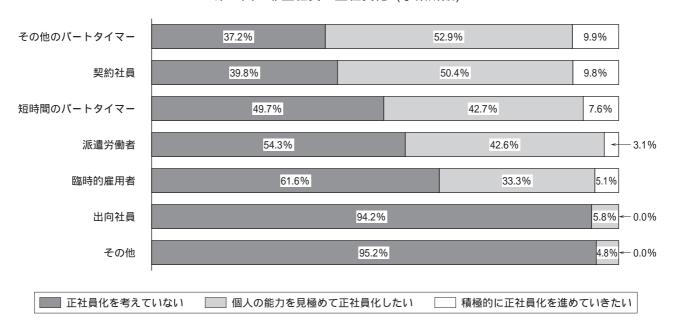
項目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	507 (69.2%)	286 (59.3%)	221 (88.0%)
就業規則等への定めなし	226 (30.8%)	196 (40.7%)	30 (12.0%)
合 計	733 (100.0%)	482 (100.0%)	251 (100.0%)

第22表 就業形態について

(単位:%)

												THE . 70
						非	正		社	員		
	X	分	正社員		契約社員	臨時的	パー	トタイ	マ ー	出向社員	派遣	その他
					关机红貝	雇用者		短時間	その他	山川社員	労働者	(C 0)
全	産	業	71.5	28.5	6.1	1.2	15.4	9.6	5.8	0.4	3.4	2.0
	男	性	80.9	19.1	5.9	1.0	7.0	4.3	2.7	0.6	3.1	1.5
	女	性	56.8	43.2	6.5	1.5	28.4	17.9	10.5	0.2	3.8	2.8
建	設	業	86.1	13.9	7.8	2.0	2.4	1.9	0.5	1.0	0.7	0.0
製	造	業	78.4	21.6	4.6	0.7	8.9	3.6	5.3	0.4	6.2	0.8
卸	売・仏	\売業	67.5	32.5	5.4	0.8	23.2	11.7	11.5	0.4	1.2	1.5
金	融・傷	保険業	79.5	20.5	5.9	0.1	9.7	3.0	6.7	0.5	2.0	2.3
運	輸・道	通信業	77.3	22.7	6.3	0.6	7.2	5.5	1.7	0.4	7.9	0.3
Ħ	ービ	ス業	59.2	40.8	7.4	2.0	25.3	19.2	6.1	0.4	1.3	4.4

第8図 非正社員の正社員化 (事業所数)

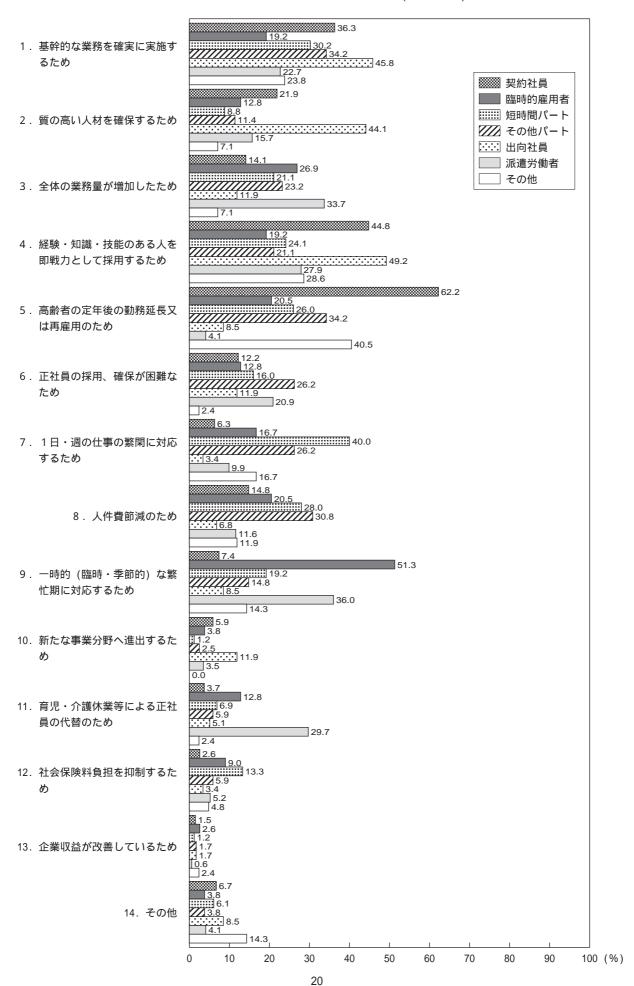


第23表 非正社員の正社員化の実績

()内は%

									() Pyla 70
		正社員			非	正	社	員		
X	分	登用実績		契約社員	臨時的	パ -		₹ -	出向社員	派遣
		事業所数			雇用者		短時間	その他		労働者
全	産 業	161	589	259 (44.0)	19 (3.2)	228 (38.7)	150 (25.5)	78 (13.2)	1 (0.2)	82 (13.9)
建	設 業	8	28	25 (89.3)	1 (3.6)	2 (7.1)	2 (7.1)	- (-)	- (-)	- (-)
製	造 業	38	132	57 (43.2)	6 (4.5)	24 (18.2)	8 (6.1)	16 (12.1)	- (-)	45 (34.1)
卸売	・小売業	22	55	26 (47.3)	- (-)	24 (43.6)	9 (16.3)	15 (27.3)	1 (1.8)	4 (7.3)
金融	・保険業	4	6	4 (66.7)	- (-)	2 (33.3)	- (-)	2 (33.3)	- (-)	- (-)
運輸	・通信業	13	70	47 (67.1)	1 (1.4)	3 (4.3)	(-)	3 (4.3)	(-)	19 (27.2)
サ -	・ビス業	76	298	100 (33.6)	11 (3.7)	173 (58.0)	131 (44.0)	42 (14.0)	(-)	14 (4.7)

第9図 非正社員を活用している理由 (複数回答)



調査票

(秘)賃金等労働条件実態調査票

| | | | | | | | |

企業規模

分類

苓

₩

6

刑

事業

 2 事業所の所在地 事業所の主な生産品名

 3 又は事業の内容

 4 企業の全常用従業員数

特ラン

*は県で記入 (平成25年7月31日現在)

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県商工労働部労働企画課 《問い合せ先》 石川県職業能力開発プラザ

i川県職業能力開発プラ TEL (076) 261-1400 FAX (076) 261-1402

黨

有

労働組合の有無

<

1.7.7. (VIO) 201 - 1402 この調査は、賃金等労働条件の実態を把握し、企業の経営、 労務管理の指標にするものです。 **練計以外の目的に使用したり、調査内容を他にもらしたり することはありません**がら、ありのままを記入してくださ い。 なお※は記入しないでください。

2

人(うち女性

TEL 森

記入担当者 所属課·氏名

50~99人 100~299人 300人以上

 $30 \sim 49 \, \text{\AA}$

 $10 \sim 29$ 人

(うち女性

|同一企業(同一会社)に属す |る事業所のすべてに雇用さ |れている常用労働者の総数

5 事業所の全常用従業員数 (支店・営業所等の貴事業所) (だけの常用労働者数 返送は9月30日までにお願いします。

販売 |基本給、本給、年齢給、学歴| |給、勤続及び経験給、技能給、 |職務給等を含む。 通動手針 除いてください。 作率給手当 |生産報償金、生産手当、販 |奨励金、歩合給等を含む。 - 特殊勤務手当 (特殊作業手当等を含む。) ・役付給及び管理職手当 時間外勤務手当 - 休日出勤手当 精皆勤手当 住居手当 物価手当 - 宿日直手当 -その 他 家族手当 一手当部門 基準内賃金 一基準外賃金 現金給与総額 (賃金支給額)

新規学校卒業者の初任給および学歴別・職種別ポイント賃金について

(法) 基準内賃金のうち、通勤手当を差し引いた額を記入してください。

・ポイント賃金の欄は、 た端の満年齢に当たる 実在者の方の賃金を記 入してください。 (役員は除く) (注) ・ **初任給の欄は、**本年度 採用がなくても新規採 用したとすればいくら かを**男性の欄**に記入し てください。 ・該当者が複数いるときは、より平均的な方を記入してください。 02 69 89 20 # 徭 X ¥ 64 65 66 6 # 技 黑 胀 59 60 61 62 靯 管理・事務・販売 X 27 58 男性 51 52 53 54 # 徭 X * 47 48 49 50 争 靯 技 用 恒 43 44 45 46 ŧΗ 管理・事務・販売 X 39 40 41 42 斑 輧 用 31 32 33 34 35 36 37 38 輧 浬 X 料 #1 # 田 核 24 25 26 27 28 29 30 輧 管理・事務・販売 X 恒 軐 用 19 20 21 22 軐 ₩ ¥ 佻 軐 -田 学歷別 男女問 包 45 λ _ 籄 **₩** #怨 + 20 18 40 45 満 年 齢 15 20 2225 30 35 22

所定内労働時間について 2

1 週の所定内労働時間	開始
1日の所定内労働時間	46 問報

所定内労働時間とは、始業時刻から終業時刻までの時間から昼休み等の休憩時間を差し引いた時間です。

ന

(1) 週休制はどうなっていますか。(該当するものの番号に○印をつけてください。)

実質的に完全週休2日制 より休日日数が多いもの	回以上週休3日# 3休、3勤4休等	6
週休	1 🖽	8
通休	1 H	2
	その他 (注1)	9
觓	月1回	9
2 В	月2回	4
(k 2	題	3
阐	月3回	2
	完全	1

母)時期や職種等によって異なる場合は、より多くの従業員に適用されるものをご回答ください。 (注1) 月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休等実質的に完全週休2日制より休 日日数が少ない場合に選択してください。

(2) 有給休暇について (繰り越し日数は含めないでください。)

① 1年の年次有給休暇の1人平均付与日数は何日ですか。

1年の年次有給休暇の1人平均消化日数は何日ですか。 (2)

年次有給休暇の計画的付与をしていますか。 (該当する番号に○をつけてください。) 計画的付与をしている場合は年間何日ですか。 (m)

している していない 23 (3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの一年間にどのような休日・休暇がありま したか。下記の表に記入してください。 (曲) 年次有給休暇を利用した休暇は除いてください。

育児休業制度等について 4

育児休業制度を就業規則等に定めていますか。 \equiv

定めあり	定めなし
1	2

9 育児体業制度とは、原則として1歳未満の子を養育するために男女労働者が取得できる体業制度をいい、労働基準法上の産前産後体業、育児時間とは別の制度です。 H

(2) 出産した者又は配偶者が出産した者及び、そのうち育児休業を取得した者は何人いますか。

\leftarrow	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	女性	男性	
	の出産者数(配偶者が出産した男性を含む)	Υ	3	1
П	イのうち平成25年3月31日までの間に育児休	女性	男性	
	業を開始した者の数	3 A	(4)	ノ

(3) 子の看護休暇制度を就業規則等に定めていますか。

4	ためなり	8
あ	子が小学校入学した後も利用可能	2
定め	子が小学校に入学するまで	1

9 子の看護体暇制度とは、労働基準法上の年次有給体限とは別に、育児・介護体業法に定められている病気・けがをした子の看護、子の予防接種・健康診断等のために取得できる体聴制度をいいます。 #

(4) 子の看護休暇を取得した者は何人ですか。

(平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間)

		~	~	_	輧
		~	~		女
11111	11日以上	5∼10日	5端	5日未満	5 H 3

(5) 育児のための所定外労働の免除制度を就業規則等に定めていますか。

	定めなし	4
Q	子が小学校入学以降も 利用可能	ಣ
めあ	子が小学校入学前まで	2
迅	子が3歳に達するまで 子	1

(6) 育児のための短時間勤務制度を設けていますか。

	制度はない	5
	その他	4
8	子が小学校入学以降も 利用可能	3
度が	子が小学校入学前まで	2
●	子が3歳に達するまで	1

5 介護休業制度等について

(1) 介護休業制度を就業規則等に定めていますか。

定めなし	2
定めあり	1

部 介護体業制度とは、育児・介護体業法に定められている要介護状態にある家族の介護を行う労働者が取得できる休業制度をいいます。

(2) 家族の介護のため介護休業を取得した者は何人ですか。

(平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間)

男性 人 女性 人

(注)同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人として計上してください。

(3) 介護休暇制度を就業規則等に定めていますか。

定めなし	2
定めあり	T

(母) 介護体限制度とは、労働基準法上の年次有給体限とは別に、育児・介護体業法に定められている要介護状態にある家族の介護や世話を行う労働者が取得できる短期の休暇制度をいい、介護体業制度とは別の制度になります。

(4) 介護を行う労働者のための休業以外の措置は、どのような制度を設けていますか。

制度がある	制度はない
1	2
(設けている制度すべての番号に○印をつけてください。)	に○印をつけてください。)
1日の所定労働時間を短縮する制度	育する制度
週又は月の所定労働時間を短縮する制度	:短縮する制度
週又は月の所定労働日数を	週又は月の所定労働日数を短縮する制度(隔日勤務、特定曜日勤務等)
労働者が個々に勤務しない	労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度
フレックスタイム制	
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	繰下げ
労働者が利用する介護サー	労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度

6 就業形態について

従業員の就業形態はどのようになっていますか。人数を記入してください。

		◎その衙	男性	~	女性	\prec
	押	<u>*</u>		~		~
皿	祟	(m)				
	6	**	男性		女性	
杜		8出向社員	男性	~	女性	~
田	917-	①その他の バートタイマー	男性	~	女性	~
非	あパートタイマー	⑥短時間の バートタイマー	男性	~	女性	~
3	4 調 立 (4)	, E	男性	~	女性	~
		③契約社員	男性	7	女性	\prec
	日本土	1	男性	~	女性	~

(注) 各就業形態の区分については、別添の記入要領を参考にご回答ください。

7 非正社員の雇用管理について

※各就業形態の区分については、別添の記入要領を参考にご回答ください。

(1) 非正規社員を活用されている理由についてお聞きします。就業形態ごとにそれぞれ該当するものに○印をつけて下さい(複数回答可)。

括用理由 就業形態	契約社員	臨時的 雇用者	短時間の パート タイマー	かの街の パート タイスー	出向社員	派 労働者	その他
1 基幹的な業務を確実に実施するため							
2 質の高い人材を確保するため							
3 全体の業務量が増加したため							
4 経験・知識・技能のある人を即戦力 として採用するため							
5 高齢者の定年後の勤務延長又は再雇 用のため							
6 正社員の採用、確保が困難なため							
7 1日・週の中の仕事の繁閑に対応するため							
8 人件費削減のため							
9 一時的 (臨時・季節的) な繁忙期に 対応するため							
10 新たな事業分野へ進出するため							
11 育児・介護休業等による正社員の代 替のため							
12 社会保険料負担を抑制するため							
13 企業収益が改善しているため							
14 その他							

(2) 非正規社員の正規社員の正規社員化についてお聞きします。 就業形態ごとにそれぞれ該当するものに○印をつけて下さい(複数回答可)。

\\	就業形態	契約社員	臨時的 雇用者	短時間の その他(パート パー タイマー タイマ	その他の パート タイマー	出向社員	派 遣 労働者	その他
積極的	積極的に正社員化を進めていきたい							
個人の	個人の能力を見極めて正社員化したい							
考えて	3 考えていない							

(3) 非正社員を正社員として登用する制度はありますか。または、制度はない場合でも、非正社員を正社員として登用した事例はありますか。

(該当する番号に○印をつけてください。)

単がまっ	御	度 は ね	ಹ ಬ
及 1/4 80	制度はないが登用事例はある	今後、導入検討	導入検討予定なし
1	2	3	4

(4) (3)で「制度がある」、「制度はないが登用事例はある」と回答したうち、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの実績があれば、その人数を記入してください。

派置労働者	Y
出向社員	Y
その他の パートタイマー	Y
短時間のパートタイマー	Y
臨時的雇用者	Y
契約社員	7

※ 御協力ありがとうございました。同封の返信用封筒にてご返送願います。 (返信郵便料金は当方で負担いたします。)

石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

平成26年3月 発行

石川県商工労働部労働企画課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話:076-225-1531 FAX:076-225-1534

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/index.html

石川県職業能力開発プラザ

「働きたい人」「働く人」を応援します

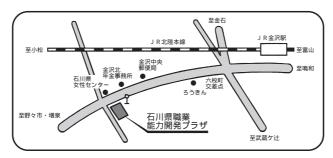
- ・職業能力開発・労働問題・労務管理の相談
- ・内職情報のご案内
- ・総合労働相談会を毎月第3水曜日13:30~16:00に開催

ホームページ

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/ 携帯サイト

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/mobile/syokunou-p/index.html E-mail

pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp



〒920·0862 金沢市芳斉 1 丁目15番15号
Tel. 0 7 6 · 2 6 1 · 1 4 0 0 (代) Fax. 0 7 6 · 2 6 1 · 1 4 0 2
JR金沢駅東口より徒歩約 8 分 北鉄「三社」パス停より徒歩約 1 分 関所日時 月~金 8:30~17:00 (日・祝・年末年始除く)